

令和4年度宮城地方最低賃金審議会 第2回宮城県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年 8月 3日(水)	午前 9時30分 ~ 午後 0時20分
出席状況	公益を代表する委員	出席2名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名 定数3名
主要議題	(1) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議 (2) その他	
議事要旨	<p>冒頭、事務局より配布資料である「令和4年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)等」について説明がなされた。</p> <p>(1) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議</p> <p>○ 労働者側より「34円引上げ887円」の提示。</p> <p>根拠は、連合リビングウェイズでは最低限必要な賃金水準は時給1,020円であり、本来167円の引上げが必要であるが、数年かけ引上げることとし今年は34円の引上げとしたい。ここ数年の目安額を上回る引上げ幅は、宮城が+2円、青森・秋田は+6円であり、東北各県との上げ幅の差を考慮した。</p> <p>経営の厳しい一部の産業だけに焦点を当てるのではなく全産業を見た議論・中小企業への政府による支援も踏まえた議論が必要であること、個人消費を促し経営改善を図る必要があるためには最低賃金の引上げが必要であること等も主張したい。</p> <p>○ 使用者側からは「21円引上げ874円」の提示。</p> <p>根拠は、日銀が今年5月に示した世帯年収ごとの消費者物価上昇率で、世帯年収の最も低い区分である500万円程度以下の世帯で、2.5%と最も高い値となっている。最近の物価上昇による低所得者の生活を考慮し、当該消費者物価上昇率に注目した。</p> <p>○ 労使の提示額に乖離があり、合意に至らず。</p> <p>(2) その他</p> <p>事務局より次回以降の日程等について説明がなされた。</p>	